

資料1

前回協議会からの自転車に関する法改正等の変化と計画書 (案)への反映について

新宿区

令和4年度

新宿区自転車等駐輪対策協議会(第4回)

令和5年2月6日(月)

1

1. 前回協議会からの法改正等の変化と計画書(案)への反映

(1) 自転車乗車時のヘルメット着用の努力義務化

改正前(令和5年3月31日まで) 改正後(令和5年4月1日~) 法改正 道路交通法 第63条の11 道路交通法 第63条の11 児童又は幼児を保護する責任のある方 第1項 は、児童又は幼児を自転車に乗車させ 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう るときは、当該児童又は幼児に乗車用 努めなければならない。 ヘルメットをかぶらせるよう努めなけ 第2項 ればならない。 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させる ときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせる よう努めなければならない。 第3項 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は 幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児 に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければ ならない。 自転車を運転する**全ての人がヘルメットをかぶる**こ 保護者の方は、13歳未満の子供にヘル 概要 メットをかぶらせるよう努めなければ とに努めなければならないのはもちろんのこと、同 警視庁 HPより なりません。 乗する方にもヘルメットをかぶらせるように努めな ければなりません。 また、保護者等の方は、児童や幼児が自転車を運転 する際は、ヘルメットをかぶらせるよう努めなけれ ばなりません。

【対応】計画書p15に「コラム」を追加、p48の「守る」の施策E-1に記述を追加

1. 前回協議会からの法改正等の変化と計画書(案)への反映

(2) 悪質な自転車の交通違反の取り締まりの強化

令和4年10月~ 概要 警視庁は自転車の悪質な交通違反に対して、取り締まりを強化しています。 これまで罰則を伴わない【警告】にとどめていたいケースでも、刑事罰の対象となる交 通切符の交付による【警告】を行い検挙するなど、対策が強化されました。 取り締まり ● 13.7000 自転車は、道路を通行する際は、信号機等に従わなければいけません。 特に、横断歩道を進行して道路を横断する場合や、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の標示の ある場合は、歩行者用信号機に従わなければいけません。 強化の対象 と交通ルー ルの内容※ ●一時不停止 自転車は、道路標識等により一時停止すべきとされているときは、一時停止しなければいけません。 ●右側通行 道路では左側を通行しなければならず特に 車両通行帯のない道路では道路の左側端を通行しなければいけません。 ●徐行せずに歩道を通行 歩道を通行する場合、自転車は歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならず、歩行者の通行を妨げることとなるときは一時停止しなければいけません。

※東京都 自転車安全利用五則ホームページ及び警視庁 自転車に関わる主な交通ルール

【対応】計画書p15に「コラム」を追加、p48の「守る」の施策E-1に記述を追加

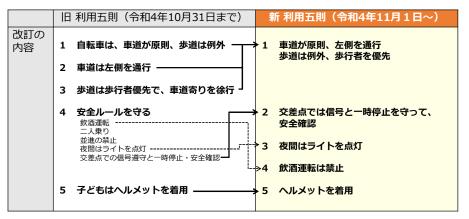
1. 前回協議会からの法改正等の変化と計画書(案)への反映

(3) 自転車安全利用五則の改定

3

2

自転車安全利用五則が改定され、全自転車利用者のヘルメット着用の努力義務化 や、事故に直結する危険行為の明確化がされました。



【対応】計画書p15に「コラム」を追加。今後の周知・啓発の取組で展開する。

1電動キックボードの交通ルールについて

4

令和5年7月~

【道路交通法の改正】

- 現在、原動機付き自転車 としての電動キックボー ドと国の特例制度を活用 した**小型特殊自動車**とし ての電動キックボードが走っています。
- ●令和4年4月の改正道路 交通法では、電動キック ボードが「特定小型原付き自転車」として新たに 位置づけられ、<mark>令和5年</mark> <mark>7月</mark>から法律が施行され
- ●大きくは以下の事項。 ①時速20km/h未満の 場合、免許不要②ヘルメットは努力義務 ③時速6km/h以下の場合
- 歩道通行可 ④自転車レーン通行可

電道 動交	※出力によっ	現行			改正道交法 (2年以内に施行)	
キックボー法の改正で	て自動二輪 車に分類さ れる場合も ある	個人所有	シェアリング サービス などの特例 キックボード		最高速度 時速20 ⁺ 。	最高速度
	最高速度	時速30+。	時速15 ⁺ 。	ı	FIXEZO II	-1,2E30 L
ドのル	区分	原付き 自転車	小型特殊 自動車		特定小型 原付き 自転車	原付き 自転車
ールが変わる	免許	原付き 免許	普通自動車 免許など (原付き 免許は×)		不要だが 16歳未満 は禁止	原付き 免許
ねる	ヘルメット	必要	不要	l	努力義務	必要
I	歩道の走行	×	×		時速6 [‡] 。 以下で 走行なら 〇	×
自転車レーンの走行		×	0	i	0	×
ナンバープレート		0	0		0	0
copyright (c) Sankei Digital All rights reserved.						

【対応】計画書p52の「守る」の施策E-5に記述